

第 21 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成27年3月6日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 21 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成27年3月6日（金曜日）

午前10時0分開議

午前11時55分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の調査の終了について

出席委員（14人）

委員長 森 浩 二
 副委員長 内 野 幸 喜
 委員 西 岡 勝 成
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 氷 室 雄 一 郎
 委員 荒 木 章 博
 委員 井 手 順 雄
 委員 重 村 栄
 委員 小早川 宗 弘
 委員 松 岡 徹
 委員 早 田 順 一
 委員 山 口 ゆたか
 委員 緒 方 勇 二
 委員 橋 口 海 平

欠席委員（1人）

委員 早 川 英 明

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
 環境局長 村 山 栄 一

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 江 藤 公 俊

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 三 原 義 之

首席審議員兼

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

企画振興部

審議員兼

交通政策課課長補佐 財 津 和 宏

商工観光労働部

新産業振興局長 奥 藺 惣 幸

産業支援課長 古 森 美津代

エネルギー政策課長 村 井 浩 一

農林水産部

生産局長 山 中 典 和

水産局長 平 岡 政 宏

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 宮 本 正

農業技術課長 園 田 誠

園芸課長 古 場 潤 一

畜産課長 矢 野 利 彦

農地整備課長 池 田 雄 一

首席審議員兼

森林整備課長 長崎屋 圭 太

林業振興課長 江 上 憲 二

森林保全課長 塩 木 康 博

水産振興課長 平 山 泉

漁港漁場整備課長 原 田 高 臣

水産研究センター所長 鎌 賀 泰 文

土木部

総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂

土木技術管理課長 古 澤 章 吾

審議員兼

道路整備課課長補佐 植 野 幹 博

審議員兼
 都市計画課課長補佐 竹 田 尚 史
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 緒 方 誠
 下水環境課長 宮 本 秀 一
 河川課長 持 田 浩
 港湾課長 平 山 高 志
 建築課長 田 邊 肇
 審議員兼建築課
 建築物安全推進室長 上 妻 清 人
 教育委員会事務局
 義務教育課長 浦 川 健一郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去室長 堀 内 眞 二
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 高 山 広 行

事務局職員出席者
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉
 議事課主幹 甲 斐 博

午前10時0分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第21回環境対策特別委員会を開催します。

お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願ひします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願ひします。また、説明者は着座にて

説明をお願いします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

お手元説明資料の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備についてでございます。

最近の取り組み状況について簡単に御説明をさせていただきます。

工事に関しまして、現在、雨水集排水施設や遮水工、管理棟、浸出水処理施設等の工事を実施しております。2月末現在で、進捗率が64.6%ということで、計画とほぼ相違なく順調に推移しているところでございます。

2番目でございますが、安定的な経営基盤の構築及び適切な運営への取り組みでございます。

これにつきましては、年内の開業を視野に入れつつ、経営計画や業務マニュアル等の策定など適切な運営ができるように、関係団体等と協議を進めております。

県としても、一緒に協議に加わって、適切な形で助言をするような形を務めさせていただいております。

3番目の地域振興関係でございます。

2点目の環境教育拠点に関する取り組みの1点目でございます。

環境問題を体系的に学習できるということで、県北の環境教育の拠点という位置づけをエコアはとっておりますので、その関係で、環境立県推進課が実施します環境教育を行う人材の育成及び環境プログラムと連携いたしまして、拠点としてやっていきたい、来年度予算におきまして、県のほうから、教育の拠点としてなるように、説明要員を2名雇用で

きるような形で委託をしたいというふうに考えております。

もう一点が、そこで活用いたします環境教育のプログラムの作成を、これは廃棄物対策課を中心として、エコアくまもとと一緒にあって、プログラムの作成検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、2ポツ目でございますけれども、1月31日に「自然共生社会について考える」ということをテーマといたしまして、セミナーを開催しております。これは、ラムサール条約に登録されました荒尾の干潟等を見学して、あわせてエコアくまもと建設現場見学会等を実施して、約40名の方々に御参加をいただいております。

来年度取り組む事業といたしましては、工事関係費が、公共関与推進事業としまして16億9,000万円を助成及び貸し付けという形を考えております。

2点目の地域振興関係でございますけれども、まず1点目の産業廃棄物処理施設モデルとして、南関町に5,000万円の交付金をと考えております。

2点目、エコアくまもとの環境教育の推進事業でございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、県北の環境教育拠点としたエコアくまもとに環境学習の実施及び実施体制の整備ということで、県のほうから委託を事業団のほうにやりたいというふうに考えております。それとあわせて、教育環境プログラムの作成及び教材等をつくってまいりたいというふうに考えております。

3点目の公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整備事業の受託事業でございますけれども、これは、南関町が整備いたします町道米田鬼王線の部分のうち、今回最終処分場までのアクセス道路となります部分について整備をやりたいというふうに考えております。

あわせて、4番目でございますが、県

道大牟田植木線の歩道整備事業といたしまして、随時歩道整備等を実施してまいりたいというふうに考えております。

4ページをお開きいただきたいと思ます。

今の施工状況で、全景を見た状況でございます。

覆蓋施設は、このように全部かぶっておりますが、覆蓋施設の右側のところに青いブルーシートがあります。そのブルーシートの横が浸出水の処理施設でございます。その右側上、上部になりますけれども、小さな四角になっておりますが、これが管理棟部分になります。そういう形で、かなりはっきりとした形で全景がわかるようになってきているというような状況で、今後詳細な工事等に着手してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、有明海・八代海の再生に係る提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料6ページから7ページにかけてお願いします。

平成16年2月の有明海・八代海再生特別委員会からの提言及び施策を一覧表にまとめておりますが、本日は、全36施策のうち、黒丸をつけております7施策について、本年度の取り組み状況及び平成27年度の取り組み予定について、関係課から順に御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございま

す。

資料の8ページをお開き願います。

海域環境への負荷の削減の御提案に対する生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理の取り組みについて御説明いたします。

まず、1、施策の概要等の①取り組みの概要ですが、平成32年度末での汚水処理人口普及率を90%までに高めることを目標に、地域特性に適した生活排水処理施設の整備を促進し、あわせて整備した施設が十分に汚濁負荷削減の機能を発揮できるように、下水道などへの早期接続や浄化槽の適正管理の実施を推進していくこととしております。

次に、2の平成26年度の取り組み実績ですが、平成25年度末の汚水処理人口普及率は83.7%で、平成24年度末と比較しまして1.5%上昇しました。

流域下水道事業では、熊本北部及び球磨川上流流域下水道で、高度処理化や耐震対策、改築更新を実施しております。浄化槽整備事業では、新設しました個人設置型の補助事業について、8市町村において実施しております。

また、県有施設において、合併浄化槽へ転換する生活排水処理施設整備事業では、37施設に38基の整備を実施しております。これによりまして、転換が必要な県有施設の合併浄化槽整備は完了となります。

普及啓発活動としまして、県民の皆様下水道などへの接続や浄化槽の適正管理の推進などについて御理解と御協力をいただくため、熊本市など県内6カ所で開催されたイベントに参加し、直接PR活動を行いました。

下水道などへの接続率が低い市町村が行います助成事業への支援については、昨年度から取り組んでいます7市町村に加え、本年度2つの自治体に取り組んでおります。

次に、3の平成27年度の取り組み予定ですが、県と市町村が実施します事業費は、おおむね200億円程度となる見込みで

す。

流域下水道では、本年度に引き続き、熊本北部及び球磨川上流流域下水道で、安定した処理機能を維持するために必要な改築更新、耐震対策、高度処理化などを進めます。

浄化槽整備事業では、平成26年度に一般事業化しました市町村設置型浄化槽の整備促進と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に対する助成につきまして、引き続き支援の重点化を図ります。

普及啓発活動についても、継続して積極的に進めるとともに、平成25年度から実施しています接続率向上に向けた生活排水適正処理重点推進事業を引き続き促進し、支援を行ってまいります。

さらに、人口減少や老朽化施設の改築更新などの現状を踏まえ、未普及地域の早期整備や運営管理を基本方針とした新たな生活排水処理構想を策定することとしております。

下水環境課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

普及啓発活動の展開についてでございます。

9月の委員会での報告以降変更のあった部分を中心に御説明させていただきます。

中ほどの欄、2の平成26年度の取り組み実績でございますが、(1)の川や海の県下一斉清掃活動については、上天草市をメイン会場として行ったくまもと・みんなの川と海づくりデーのほか、7月から11月にかけて多くの市町村で行われ、約3万5,000人の参加となりました。

(2)のくまもと環境フェアでは、来場者約7,000人に対し、有明海・八代海の環境保全に関する意識醸成のため、パネル展示や出前講座の実演を行いました。

(3)の小中学生を対象とした有明海・八代

海再生のための出前講座では、2月末までに52校、2,164人が受講をされております。

また、(4)のみんなの川の環境調査は、10月末までに1,226人が参加、(5)の自然環境講座は、1月末まで4日間で延べ155人が受講されております。

次に、3の平成27年度の取り組み予定ですが、このうち(2)は新規事業でございます。

ことしの10月に八代市で開催される第8回全国アマモサミットにあわせて、有明海・八代海の現状や保全に向けた活動等を広く周知するため、再生推進フォーラムを開催するものです。

そのほかの継続事業も含めまして、県民の皆様には川や海の環境の大切さについて理解を深めていただき、自主的な取り組みを促進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

③の農業・畜産対策のうち、耕畜連携による堆肥の広域流通について御説明をいたします。

①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、畜産経営から発生する排せつ物から良質な堆肥を生産するとともに、稲わらや飼料用稲などと堆肥との交換によります耕畜連携の推進や堆肥散布組織の整備を進めることといたしております。

2の平成26年度の取り組みでございますが、農業団体等と一体で耕畜連携推進協議会を組織し、耕畜連携の推進を図っております。また、堆肥共助会などを開催し、良質な堆肥製造技術の向上を図りました。農機具展などにおいて、良質堆肥の情報を耕種農家に提供いたしております。また、国、県の事業などを活用いたしまして、堆肥保管施設等を12カ所整備いたしております。

3の27年度の取り組み予定でございます

が、良質堆肥の生産を推進するとともに、耕種農家と畜産農家の連携によります堆肥の有効活用推進を継続して進めてまいります。

また、今年度新規事業といたしまして、下の(6)と(7)の2つでございますが、耕種地帯と畜産地帯の堆肥の広域流通をより一層進めるために、堆肥需給のマッチング活動を支援しますとともに、耕種農家が利用しやすいように耕種地帯に堆肥の保管庫の整備を進めることといたしております。

畜産課は以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

16ページをお願いいたします。

海域環境への負荷の削減、④養殖場対策、施策としましては、複合養殖技術の開発でございます。

2番の平成26年度の取り組みをごらんください。

(1)、これはヒトエグサについてでございますが、昨年9月から11月にかけて、人工採苗をした網を用いて、現在4漁協、7地区で試験養殖を実施してございまして、収穫が始まったところでございます。

(2)のアサリの垂下養殖試験は、昨年11月から実施しまして、ケアシェルやアンスラサイト等、基質の有効性や収容する際の適正な容器や密度等について一定の成果が得られております。今年度で養殖試験は終了いたします。

3番目の平成27年度の取り組み予定をごらんください。

まず、ヒトエグサについてでございますが、安定した人工採苗技術の確立を図るとともに、漁業者と共同して試験養殖を行い、優良品種の作出を目指します。

2番目のアサリ養殖についてでございますが、26年度で試験は終了しますが、各県で行っている試験の結果など情報収集を行いなが

ら、採算性についての検討を行っていく予定でございます。

水産研究センターは以上でございます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料飛びまして、20ページをお願いいたします。

提言項目干潟等の漁場環境改善のための事業の充実の覆砂にかわる漁場環境改善策の検討について御説明します。

施策の概要は、平成21年度に宇土市網田地先で事業化した砕石覆砂漁場の効果調査及び平成25年度から熊本市川口地先で実施している覆砂材の違いによるアサリ増殖効果の評価並びに畝型耕うん等覆砂にかわるアサリ漁場の造成試験を行うものです。

2の平成26年度の取り組み実績についてですが、まず、取り組み概要（1）の砕石覆砂漁場につきましては、9月に効果調査を実施いたしました。

取り組み概要の(2)(3)については、効果調査の委託業務を7月に発注し、アサリ稚貝の着底状況や造成漁場の形状変化に係る調査を4回実施しております。また、それぞれの試験区において、耕運機による耕うんを行った場合やアサリ食害対策の保護網を設置した場合の効果を検査するための施行业務の委託を行いました。

アサリの生息状況については、これまで6回分の調査結果が得られておりますが、昨年5月の調査では、殻長4～10ミリの稚貝が全ての調査地点で確認され、その後の10月の調査では、数は減少したものの、殻長18～26ミリ程度に成長しておりました。この調査は、平成27年度まで続けていくこととしております。

3の平成27年度の取り組み予定ですが、砕石覆砂漁場につきましては、引き続き効果調査を実施していきます。

取り組み概要の(2)(3)については、アサリの生息状況や施設の耐用状況の調査を行うとともに、先ほど申しました漁場耕うんや保護網設置の効果についても調査を実施します。あわせて、畝型耕うんを実施することにより、漁場改善効果が期待できるような適地の探索を行います。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○平山水産振興課長 資料の37ページをお願いいたします。

提言項目水産資源の回復等による漁業の振興のうち、持続的養殖漁業の推進についてでございます。海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進という施策でございます。

2の平成26年度の取り組み実績をごらんください。

現在の海域環境、高水温下にあるという海域環境に適応したノリ養殖を推進するため、関係機関と協力して、海況情報の提供や過去からのデータに基づきます養殖管理の指導に当たってございます。

下段の米印に今漁期の状況を記載しております。

今漁期の種つけは、10月10日以降で決定されておりましたが、台風の接近により延期されまして、10月15日以降で始められました。種つけ以後は、生育はおおむね順調に進んだところでございます。

入札状況では、直近の入札が2月27日にございましたので、数字の修正をお願いしたいと思っております。生産枚数で8.8億枚、前年同期比で97%、生産額で97億円、前年同期比119%となっております。

海域では、現在、珪藻プランクトンの増殖や病害の拡大によりまして、沖合の浮き流し漁場では、撤去が進んで終了が近くなっております。干潟漁場のほうでは、一部生産も継続されているところでございます。あと3回程度の入札が予定されておりますので、もう

少し数字の上積みが期待できるところでございます。

3の27年度の取り組み予定ですが、来年度も、引き続き、現在の海域環境に適した養殖管理が推進されるように、業界と一緒に指導をしてまいります。あわせて、現在のノリ養殖業の高コスト化に対応するために、コスト削減のための協業化についても計画書の作成などを進めてまいります。

水産振興課は以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

39ページをお願いいたします。

調査研究体制の充実という提言項目で、国等との共同研究等の推進という施策でございます。

2の平成26年度の取り組み実績のところをごらんください。

(1)のほうですが、赤潮の原因となりますシャットネラやコクロディニウム等の調査、また、貧酸素水塊の一斉観測など、大学、国の研究機関である独立行政法人、関係県、漁協等と連携して実施しまして情報交換を行い、結果について検討を行っているところでございます。

(2)のほうですが、九州大学等との共同で、資源管理のためのタチウオの生態解明や、ノリの色落ち被害をもたらします有害珪藻プランクトンについて調査研究を進めているところでございます。

3の平成27年度の取り組み予定でございますが、赤潮等につきましては、これまで同様関係機関と連携して、赤潮被害の防止、軽減に向けた調査に取り組むこととしております。

(2)の大学等との共同調査、研究についてでございますが、さらに研究の充実強化を進めることといたしております。

具体的には、八代海のタチウオの移動回遊

等の生態、漁業実態の把握をすることと、珪藻プランクトンにつきましては、季節による変遷やアサリ餌料としての利用について詳細なデータを蓄積していく予定でございます。

以上でございます。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海再生に向けた県計画に関する平成27年度事業について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の43ページをお願いします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成27年度事業についてでございます。

表に1から9まで県計画に定める事項別に平成27年度に取り組む事業数及び予算額を記載しております。括弧書きは複数の事項にまたがる事業を重複して計上しているものです。

重複を除きますと、平成27年度は59事業、事業費総額約211億円となっております。昨年度予算との比較では、約21億円、率にして9%の減額となっております。

減額の主な理由としましては、平成24年7月の熊本広域大被害からの復興のために、平成24年度から行ってきました白川・黒川激甚災害対策特別緊急事業などの減額によるものです。

説明資料44ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

平成27年度事業についての説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の56ページをお願いします。

平成21年3月の本特別委員会の提言に対する県の取り組み9項目につきまして、本年度の取り組み状況及び平成27年度の取り組み予定について、関係課から順に御説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

引き続きまして、説明資料の57ページをお願いします。

提言項目(1)の事業活動における取り組みの推進でございますが、2の平成26年度の取り組み実績をごらんください。前回の報告から変更のありました太字部分を中心に御説明させていただきます。

まず、(ア)の条例の円滑な運用でございますが、①の事業活動温暖化対策計画書では、1月末現在で292事業者から提出がありまして、各事業者の温室効果ガス削減のための取り組みにより、平成25年度排出量は、前年度比で1事業者当たり平均1.9%の削減となっております。

②のエコ通勤環境配慮計画書では、1月末時点で66事業者から提出があり、通勤距離5キロメートル未満のマイカー通勤者の割合は、ここ数年横ばい傾向にあるものの、多くの事業所でノーマイカーデーやエコドライブ等の取り組みが行われていました。

③の建築物環境配慮計画書では、昨年末時点までに370建築主から提出があり、平成25年度実績は、環境性能評価が「良い」以上の建築物の割合は、目標の80%に対して84%でございました。

説明資料の58ページをお願いいたします。

(イ)の事業者への情報提供、支援でございます。

(a)の熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を、ことしの1月22日に開催しました。市町村や環境団体、事業者など、約

150人の参加者に対して、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCの報告に基づく地球温暖化対策の現状に関する講演や活動推進員による地域事例発表を行うとともに、くまもとらしいエコライフ宣言の今後の展開について協議を行い、参加者に参加を呼びかけました。

飛びまして、次に、(d)のくまもとライトダウン+(プラス)の実施については、この冬も1月20日と2月4日の2回実施をしたところ、延べ545施設からの参加があり、約1万キロワット時の削減効果がありました。ちなみに、これは平均的な家庭約1,000世帯の1日分の電力消費量に当たるものです。

(e)の再生可能エネルギー等導入推進事業は、国の交付金を活用して19億円の基金を増設し、平成24年度から28年度までの5年間で、県や市町村等の防災拠点や避難施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を行うものですが、今年度は、25市町村と37施設、県有施設2施設に導入、これまでに金額ベースでは全体計画の約7割を終えたところでございます。

(f)の中小企業におけるスマートメーターやLED照明などの省エネ設備等の導入支援につきましては、現在まで約10件の申請が行われているところでございます。

説明資料の59ページをお願いします。

3の平成27年度の取り組み予定でございますが、(ア)の計画書制度につきましては、今後は取り組み結果の公表方法等を工夫するなど、事業所の自主的な取り組みがさらに進むよう運用してまいります。

(イ)の事業者への情報提供、支援につきましては、(a)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を中心に、(b)以下の関連施策とも連携しながら、効果的に運用してまいります。

事業活動における取り組みの推進については、説明は以上でございます。

○財津交通政策課審議員 交通政策課でございます。

説明資料の60ページをお願いします。

公共交通機関の利用促進に係ります平成26年度の取り組み実績につきまして、ポイントを絞って御説明いたします。

3段目の2、平成26年度の取り組み実績のところでございます。

まず、(1)のノーマイカー通勤運動の強化等でございます。

(エ)電気自動車等の普及促進の(a)でございますが、平成22年度に策定しました熊本県EV・PHVタウン構想に基づきまして、県内に電気自動車用の急速充電器5基、普通充電器26基を整備しております。

次に、61ページをお願いいたします。

(3)乗り継ぎの円滑化の(イ)でございます。

JR豊肥本線を活用しました空港ライナーの試験運行でございます。

本年1月までの利用者数は、延べ人数で19万5,000人を超えております。1日の利用者数も着実に増加しておりますところでございます。

62ページをお願いいたします。

27年度の取り組み予定でございますが、公共交通利用機関の促進に向けまして、(1)のノーマイカー通勤運動の強化、また、(2)のバス路線再編の協議の支援、そして、(3)の乗り継ぎ円滑化に引き続き取り組んでまいります。

交通政策課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の63ページをお願いします。

提言項目(3)の家庭における取り組みの強化でございますが、2の平成26年度の取り組み実績をごらんください。

(1)ライフスタイルの転換に向けた啓発について、(ウ)でございます。

くまエコ学習帳の活用を中心に、さまざまな機会に普及啓発活動を行っているところですが、一番下の小中学校向けの出前講座につきましては、小中学校合わせて11校、児童生徒1,112人の受講となりました。

今後、教育委員会や活動推進員との連携のもと、普及啓発の一層の拡大に努めてまいります。

説明資料の64ページをお願いします。

中ほどの(2)の行動を促す仕組みの構築について、(ア)の九州版炭素マイレージ制度でございますが、これは、節電等の環境保全活動に参加した人にコンビニなどで利用できるポイント券を交付するというもので、九州7県で一昨年10月から取り組んでいるものです。節電活動への申し込み世帯数は、夏季が822世帯、冬季が750世帯となっております。

(ウ)の住宅へのエネファームなどの省エネ設備等の導入支援につきましては、現在まで183件の申請が行われ、また、(エ)の県民節電所サイトを活用した節電キャンペーンには、夏と冬で延べ400世帯が参加されました。

説明資料の65ページをお願いします。

3の平成27年度の取り組み予定でございますが、(1)のライフスタイルの転換に向けた啓発については、県民総ぐるみ会議と連携し、県民運動としてさらに広く定着するよう取り組んでまいります。

(2)の行動を促す仕組みの構築については、(ア)の九州版炭素マイレージ制度が、県民の皆様の環境活動への参加につながるよう、九州各県とも連携し、広報など適切な運用に努めてまいります。

家庭における取り組みの強化についての説明は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課ござい

ます。

資料の66ページをお願いいたします。

森林吸収源対策につきまして、12月議会の際の御説明から変更のあったものを中心に御説明いたします。

まず、平成26年度の取り組み実績の(1)森林所有者の負担軽減でございますけれども、森林環境保全整備事業等を活用いたしまして、間伐などの森林整備を行い、12月末現在、約4,060ヘクタールの間伐等を実施しております。

(2)の企業等の森づくりの促進でございますけれども、67ページ(イ)五木村の県有林の間伐により取得したオフセット・クレジットを平成23年10月から販売しております。

平成26年度につきましては、これまで、CO₂140トンの販売実績となっております。

68ページ、平成27年度の取り組み予定でございますけれども、まず、(1)森林所有者の負担軽減につきましては、引き続き、森林整備に対し、助成を行ってまいります。

(2)の企業等の森づくりの促進につきましては、森づくり活動フィールドのあっせんや助言等を行うとともに、条例に基づく県内企業による温室効果ガスの排出抑制・吸収に寄与する取り組みに対して支援します。

また、(イ)として、五木村の県有林のクレジット販売につきましても、引き続き推進してまいります。

森林整備課は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成27年度事業について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の69ページをお願いします。

地球温暖化対策に関する平成27年度事業についてでございます。

表に(1)から(5)まで県計画に定める事項別に平成27年度に取り組む事業数及び予算額を記載しております。括弧書きは、複数の事項にまたがる事業を重複して計上しているものです。

重複を除きますと、平成27年度は、46事業、事業費総額約49億円となっております。昨年度予算との比較では、約10億円、率にして約16%と減額となりました。

減額の主な理由としましては、平成24年度から28年度までの5年間で取り組んでいる市町村等再生可能エネルギー等導入支援事業が、平成26年度までに全体計画の約7割を終え、平成27年度は約5億1,000万円減額になったこと、平成26年度県庁舎LED導入事業が終了し、約4億4,000万円の減額となったことなどによるものでございます。

説明資料70ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

27年度事業に関する説明は以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 水俣と北のエコアくまもと、2件で環境教育も予定されておりますので、その分水俣が減るんじゃないかと心配をいたしておりますが、それと、その違いですね。水俣環境センターとエコアくまもとの教育の違いは、どういうところに力点を置かれているのか、お尋ねをします。

○坂本廃棄物対策課長 環境センターとは、十分連携をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、その特徴といたしましては、環境教育には、大きく分けると、自然環境問題だと

か、循環社会形成だとか、さまざまな分野があるかと思えますけれども、エコアのほうは、どちらかというと循環型社会、ごみを資源として考えて、それをどう回していくのか、それを大事にどう使っていくのかということに力点を置いた形で教育を進めてまいりたいと。ただし、県北のほうがわざわざ水俣まで出向くよりも、エコアを活用したほうがいいケースもございますので、その辺は十分連携をとりながら、どちらでも受講ができるような体制を築いてまいりたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 それで、義務教育課程では、今環境センターに行くようになっているでしょう。それが半減するような形にならないですか。

○坂本廃棄物対策課長 環境センターのほうには、小学校5年生で、水俣病とか環境センターのほうに出向きまして、環境教育を実践するという活動を——肥後っ子づくりだったですかね、事業としてやらせていただいております。

今、小学校の教育課程で、この前山口先生のほうが御質問されておりましたけれども、小学校4年生でごみ問題を勉強するような時期がございます。そういう場合を通しまして、ごみをどう減らすのか、3Rの推進をどういう形でやっていくのか、それと、ごみを資源としてどのような形で活用していくのか、そういうものについてわかりやすくやるような形で、小学校4年生を、どちらかというとターゲットとしながら循環教育をやりたいと。それと、一般の主婦層並びに一般社会人に対しても、そういう教育をやってまいりたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 両方の特徴を生かして各教育の充実に当たっていただきますようお願い

いたします。

○重村栄委員 今回の環境教育プログラムの件に関連してですけれども、私は、以前議会の一般質問でも提言をしたことがあるんですけれども、エコアくまもとだけじゃなくて、荒尾のほうにちょっと目を向けてもらえれば、この干潟の件ももちろんありますし、それと今世界遺産のところで万田炭坑の件がありますし、そして、現実にも木質系のバイオマス発電の計画も進んでおまして、そういった意味で、エネルギーの面から見た環境という学習視点があるのではないかなと。そういったものも生かしながら、こういうプログラムをつくっていただければ、非常にいいんじゃないかと思えますし、まして、玉名には、何とかプロジェクトという油を再生するプロジェクトを市民グループの方々が取り組んでいらっしゃるし、そういったものも含めて、このプログラムに選択肢を広げる意味でも、いろんな角度から取り上げてもらえれば勉強の範囲が広がってくるし、また生きてくのではないかなというふうに思いますので、そこまで入れてほしいなと思っているんですけれども、どんなでしょうか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今年度、環境立県推進課のほうでは、県北の地域の資源を生かして環境教育を進めるために、再生可能エネルギーですとか自然について環境教育のためのプログラムづくりを進めておまして、それらのものを利用しながら、エコアを拠点といたしまして、広く環境教育を進めていきたいと思っております。

○重村栄委員 ぜひ、その辺を含めてプログラムの中にしっかり盛り込んでいただきますようお願いしたいと。

○森浩二委員長 公共関与について、ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 畜産廃棄物というか、畜産のし尿処理等については、かねてから随分取り組んでいただきまして、ここに書いてありますように、耕畜連携というのが中心的なテーマで進めてきていただいているわけですが、一番——これは何回か私もお話ししたと思うんですが、今回はコーディネート、マッチングというものを取り組みの中心に置かれているわけですが、なかなかこれがうまくいってない現状もあるんですよね。

それで、今回ストックヤード等を整備するというようなことになっているんだと思いますが、この辺の取り組みと、今回のこのストックヤード等の建設が、どこでどういうぐあいに行われようとしているのかということ、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○矢野畜産課長 これまで、畜産関係のほうでは、堆肥舎の整備につきましては、畜産農家が中心でやってまいりました。これにつきましては、当然畜産農家側が耕畜連携の推進をしてまいりますけれども、これまでは、やっぱり畜産農家はどうしても周辺の耕種農家との連携で稲わらとかの交換とかで進めてきたわけでございます。

ただ、そういうことをもう少し広く、例えば非常に畜産密集地帯もございますので、そういったところから、もう少し幅広く耕種が中心のところ、耕種農家主体で堆肥のストックヤードをつくりまして、そこで耕種農家が利用しやすいような、いつでも利用できる、

いつでも散布できるような形でストックヤードをつくっていただくと、そういう形で広く進めていきたいというふうに考えております。それらをつなぐ役目として、コーディネートを担うところに支援をするということで、新しい事業を考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 これまで現場から問題視されてきましたのは、つまりここで作り出す堆肥の安全性の問題というか、やって失敗するケースも何か所かこれまでであったわけですが、そういうものに対する安全性の担保、あるいは何か認証というか、そういう仕組みが必要ではないかというふうに思っているわけですが、公の今ちょっと言いました安全性の担保等に対する関与というものについては、いかがでしょうか。

○矢野畜産課長 堆肥につきましては、例えば、それを販売するという場合については、肥料の成分を含めて表示して販売するような形になってございます。それにつきましては、私どもの堆肥共励会も含めてでございますけれども、堆肥共励会の中で分析も実施いたしまして、例えば、腐熟度ですとか、成分とか、その辺につきまして良質な堆肥の共励会等も実施をいたしております。その中で、それを耕種農家の方に理解していただいて、それをより使いやすくなるような形で情報提供をしたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 過去のこの耕畜連携の仕組みについて、特に耕作農家が信頼を持ってやるということが一番基本的な問題だというふうに思うんですね。

これまで、例えばその堆肥を利用したことによって、農作物の焼けというか、そういう問題が生じたとかいう、過去に幾つかの問題点が指摘もされているわけですから、コーデ

イネートをされるこの信頼、責任というのは非常に大きなものがあるのではないかと思います。

ですから、そういう製品の信頼性の問題について、ぜひ関心を持って御検討をいただきますようお願いしておきたいと思えます。

○森浩二委員長 ほかに質疑は。

○西岡勝成委員 海域環境についてですけれども、この前ずっと天草近海の漁業関係者のところを回ってみますと、苓北が非常に漁獲量が激減をしているという漁協の話聞きまして、鬼海先生がおられますけれども、九電が今原発がとまってフル稼働をする中で、温排水というのはかなりの量が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、地球の温暖化等含めて、フル稼働しているときの温排水というのはどういうふうになっているのか。海域環境がそれによって影響を受けているのではなかろうかと心配するんですが、その辺の調査あたりは、ふだんはどのような形になっていますか。

○鎌賀水産研究センター所長 苓北周辺の調査といいますと、年に数回、外海のほうの海洋観測という形で調査をやっております。そのほかに、苓北では保護水面に藻場を保護する区域を設けておりまして、そこで海藻の繁茂量あるいは種類の調査をやっております。

温排水ということでは、直接調査はやっておりません。その保護水面の藻場の状況としましては、年変動で増減はいたしておりますけれども、近年特に減少したというような現象はございません。

以上です。

○西岡勝成委員 漁業者の話を知ると、アジが全くとれぬようになったというような話を聞いたりしますし、やはり倍になっています

よね。要するに、それでフル稼働ですから、かなりの温排水は出していると思うんですけれども、そういう海面の温度変化といいますか、海面じゃなくて海水、海域の温度変化なんていうのは、まあそれは温暖化もありますので、一概に見えるものじゃないと思うんですけれども、その辺の調査というのは、年次的にやっているんですか。

○鎌賀水産研究センター所長 今ちょっと細かい数字は頭の中にはないんですが、30数年ぐらいの調査の中で長期の変動傾向を見てみますと、熊本県の周辺でも1.何度ぐらいの水温の上昇はございます。ただ、それが苓北火電の温排水という形では捉えておりません、八代海あるいは天草西海、有明海でも全体的に上昇する傾向が見られております。

それと、委員がおっしゃいましたアジの漁獲の問題でございますが、苓北沖でとれますマアジというのは、日本周辺でいいますと、東シナ海が大きなまとまりの系群という形で考えられておりまして、苓北沖にもその東シナ海で生まれ育ったものが来遊しているという形になるわけでございますが、その東シナ海系群が非常に最近減少しております。全国的な問題といいますか、減少していることで、九州沿岸でも各地で漁獲量の減少が見られておりまして、その保護対策というのが検討されているところでございます。

○西岡勝成委員 幾つかの漁協を回って、特に苓北の漁協の嘆きといいますか、がひどかったものですから。ほかのところはそうでもなかったんですけれども、全体的に漁獲の減少がひどいという印象を受けてきたものですかからお尋ねしたんですが、いずれにいたしましても、その影響というのはあると思うので、地道な調査といいますか、経年的な調査をお願いしたいと思えます。

もう1ついいですか。済みません、続け

て。

簡単でいいんですけども、ヒトエグサというのはアオサのことですかね。アオサの——新和町をずっと回って、おかげさんで1軒で1,000万も揚げるようなところもあると聞いて、喜んで私も帰ってきたんですが、あのアオサというのは、新和町で5軒ぐらいやっておられましたが、天草全体に広げるわけにはいかないかということと、ノリとアオサは値段が違うんですか。それと、栄養価が違うんですか。その辺を含めて、ことしはちょっと腐れがあって生産量が落ちているという話も聞いてきたんですけども、その辺の原因についても教えてください。

○鎌賀水産研究センター所長 アオサというのは、通称で標準和名ではヒトエグサというものでございますけれども、従来は、天草では宮野河内周辺、あるいは鹿児島県のほうでは長島あたりで天然で採苗をしております。

そういったものが主体になっているわけですが、それを人工的に採苗できないかということで、先ほども報告しましたけれども、ことしは少し大規模に人工の採苗を行って4漁協、今までやってなかったところにも種網を配布して試験をしてもらっているところです。若干人工採苗のやり方にも問題がございますが、ばらつきがあるようですけども、いいところは、去年もそうだったんですが、天然採苗したものよりもいい品質のものでできておまして、もう少し人工採苗の技術を安定化させる必要がございますけれども、今後広めていければと考えております。

あと、品質的な問題は、日本全国では三重県が主体で販売なんかを行っております、熊本のものもそちらに送って販売するようになるのが主体のようでして、相場はそこで左右されるような形のようなようです。また、有明海なんかでとれます黒ノリとは、また用途が違うということでございます。

○西岡勝成委員 値段はどのくらい違うんですか。

○鎌賀水産研究センター所長 値段は、ちょっと今ここで資料を持っておりませんので、また後ほどでも……。

○西岡勝成委員 黒ノリとだいたい違う。

○平山水産振興課長 用途も異なりますので、黒ノリは、もう御承知のとおり板ノリとしてそのまま食したり、あるいはコンビニおにぎりの巻物としてよく一般的に使われるんですけども、ヒトエグサの場合は、ああいいう板状にも形成いたしませんので、もっと分厚い形で、それをほぐしながら使うということで、吸い物の浮き身にしたり、一番多い用途はノリのつくだ煮の材料として使われてございます。もちろん黒ノリもつくだ煮の材料にするんですけども、細胞の層が薄うございまして、口当たりがヒトエグサのほうがいいということで、つくだ煮にはよく使われていると。

値段的には、やはりああいいう黒ノリ、板ノリのほうが有利ですけども、加工にかかるコストが安くて済みますので、その分収益のほうはよろしいのかなと思います。

○西岡勝成委員 もう一丁よかですか。

○森浩二委員長 どうぞ。

○西岡勝成委員 クマモト・オイスターが、ことしも6億ぐらい金を使っているんですけども、全然話も出てこぬとは、どうなってるかな。

○平山水産振興課長 非常に厳しい御質問ですけども、現在、クマモト・オイスター、

夏場をうまく乗り切ることがほとんどできませんで、夏を越した個体数というのは、63万個配布いたしまして5,000個程度にとどまっております。この残っているものについては、3月末ぐらいに大体出荷サイズに達しますので、出荷サイズに達したものから順次販売ということを予定しております。

へい死への対応ということで、11月下旬、水温が下がりましたから、再度16業者の皆様方に2万3,000個ずつ配布をいたしました。この部分につきまして、大体4月以降に出荷サイズに達するだろうと今予想されておりますので、現在、これまでの最大出荷個数が1.8万個でございますけれども、これを超えるように現在仕立てをやっているということで、今現状で死にはないんですけれども、どんどんより成長のいいものを選別して、早く大きく育つように各業者さんのほうで飼育をされている状況でございます。

○西岡勝成委員 期待が大きいので、頑張ってください。

○氷室雄一郎委員 漁業漁港整備課、水産振興課、22ページですけれども、これは予算額が倍増しとるんですけれども、この辺の考え方、また、若干説明はあったんですけれども、ここだけは倍増してるんですけれども、この辺のちょっと理由を。

○平山水産振興課長 27年度取り組み予定の一番下段の事業のところかと思えます。

有明海特産魚介類生息環境調査が、1億5,000万であった部分が4億5,000万ということで、これ国の委託事業で実施しているものがございます——4,500万。失礼いたしました。位取りを間違えました。

特産魚介類生息環境調査につきましては、クルマエビですとかガザミを対象とした生息環境を整えるということで、水深の深いとこ

ろでの耕うん作業を実施いたしまして、海底の環境をよくするという取り組みを行っております。これは全額国の委託事業で実施をされている部分でございます、その部分が倍額をされたところでございます。より広い範囲でそういう生息環境を整える取り組みをさせていただけるという27年度の事業になってございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、今まではこういうことはやってこられなかったわけですか。こういう予算がずっと組まれてきたと思うんですけれども、初めてのことなんですか。

○平山水産振興課長 これまでも実施しております、これまでの調査の結果、あるいは漁業者の皆様方の実感として、海底耕うんが非常に効果があるんだという声が国のほうにも届きまして、国のほうで予算措置を倍増していただいたというところでございます。

○氷室雄一郎委員 いやいや、それはわかるんです。じゃあ、もう県としては、これだけの予算をつぎ込んでも効果があるからということで、その辺の事業を実施されるわけですが、費用対効果の面から考えてどうなんです。

○平山水産振興課長 まだ調査をやっておりますが、投資に対する効果としては、十分にBバイCを問うまでにはなってございません。ですから、これはあくまで生息環境調査ということでございますので、まず耕うん作業をやっていただいて、そこに調査を入れて、これから効果を確定させていこうと。効果が確実に判定できるという場面になりましたら、その後は公共事業での実施という計画になってございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この事業そのも

のは、県がやってきた今までのさまざまな取り組みの上にこういうこともやっていかれるということだと思っんですが、もっと、県の主体性みたいなものは、ほとんど余り感じられないと思っんですが、どうなんですか。

○平山水産振興課長 もちろん、国全額での事業でございますので、もちろん国の考え方があっての話なんですけど、これを議論いたします有明海漁場環境改善連絡協議会という場がございます。そこに私どもも参加して、漁業関係の団体の代表者も参加した中で議論して、やはりこの海底耕うんというのが効果があるということ、国のほうでも認定いただいて実施されているということですので、私どもの述べてきた考えを国としても酌み取っていただけたんだと思っております。

○氷室雄一郎委員 4県とも大体こういう形が行われていると考えられるんですか。

○平山水産振興課長 4県ともに私どもの県以外でも耕うんを実施しているところもございますが、それぞれ漁場の環境が異なりますので、お隣の福岡県では、ほかの手法、覆砂によってタイラギの漁場を新たに作る取り組みですとか、佐賀県では、サルボウの殻を粉砕して、漁場にまいて底質環境を整えるといった、それぞれ違った取り組みをやっております。

○氷室雄一郎委員 これだけの倍増する予算を使ってやられるわけでございますので、今後の調査なり、効果を確認しながら、また進めていかないかぬと思っております。ただ、県の主体性は失わぬで頑張りたいと思っております。よろしく。

○鬼海洋一委員 関連をするというふうに思っんですが、これまでも、有明海の環境を整

備するためには、構造的変化をやっぱり4県、国と協力をしてまずやるべきではないかということで、それは進んできているというふうに思っんですね。

そのさなかに、ちょっと私も十分把握しているかどうかわかりませんが、つまり漁民が、ノリ業者の酸処理剤のこれまでの取り組みについて、そのことが結局貝類がなかなかとれないという要因ではないかということで訴訟に発展しているという、そういう報道を耳にしたわけですが、その辺の状況等についてはどういうぐあいに把握をされているのか、あるいは県としてのそのことに対する関与というものはどういうぐあいに考えているのか、ちょっと説明いただきたいと思っます。

○平山水産振興課長 資料の36ページに酸処理剤の使用削減ということで、施策としてこれまでも取り組んできたところでございます。酸処理剤につきましては、現在のノリの養殖工程の中では必須のものとしてもう位置づけられてございます。酸処理という作業なしに、現在のノリの生産を維持するというのは極めて困難な状況でございます。

一方で、酸処理という形で、成分としては、リンゴ酸ですとか、クエン酸、あるいは乳酸といった食品添加物等にも利用される酸でございますけれども、一定量の当然海域への負荷があり得るということで、でき得る限り削減の努力をします。海域で使ったもの、使った酸処理剤については使い回しをする、それと海域に流れ出ないように努力をする、漁期が終わった後は、全て残液については陸上に持ち上がって処分をするといった取り組みをさせていただきます。

さらに、あわせて、26年度の取り組み実績等にも書いておりますけれども、pHの小まめな測定ですとか、塩を併用して酸処理剤の使用をできるだけ減らしていくといった指導に

についても、漁業関係の団体と一緒に取組みを進めてまいります。

今回の訴訟、私どもも内容を承知しておりませんが、新聞等の報道によりますと、酸処理剤の使用が、現在の生産量の減少につながっているという主張であったかと思えますけれども、これまでも、有明海・八代海等の総合調査評価委員会の中でも、この酸処理剤については検討された経緯がございまして、その検討結果の中でも適切に使用をすれば海域への影響というのは小さいんだというまとめであったかと記憶しております。いたずらにふえることがないように、それぞれ同じ漁場を使うノリ養殖の方と漁船漁業の方でございますので、お互いのことを思いやりながら削減の努力をしていくことが必要かと思っております。

○鬼海洋一委員 一方で、今氷室先生のほうから御指摘いただいたように、膨大な費用をかけて進行するという、そういうものもBバイCがどうかという、また新たな問題がありますけれども、そういうぐあいにやっていく。そして、片方では、同じ漁民の中で、今言いましたように、つまり、酸処理剤のこれまでのありようというのが貝あたりの死滅につながっているという。こういう訴訟が起きるということについては、詳細を把握してないというお話、こがんとはやっぱりぴしゃっと把握をされて、どこに何が問題があるのか、県として、その問題についてどういうぐあいに関与していくべきなのかということについては、ある程度ちゃんと把握をされながらの方針を出すということが大事ではないかなというふうに思いました。

私たちがさえ、あの報道を聞いて、あら、これは大変なことなんだなというふうに改めて思ったわけですがけれども、これはもう私たちが進めていくさまざまな事業の中心のテーマに係る話ですから、ぜひ、この問題の詳細

についても把握をいただいて、そしてまた次の機会にでも報告をいただけるような状況をつくっておいていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○平山水産振興課長 今回の訴訟の対象は、国の次長通達に対してでございますので、国のほうともしっかり連絡をとらせていただいて、情報収集に努めてまいります。

○森浩二委員長 ほかに。

○鎌賀水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

今の件について補足させていただきます。

酸処理剤につきましては、今年度から水産庁から話がございまして、有明4県で調査をするようになっております。

まず、ノリの漁期前と漁期の後、酸処理剤を使い始めてから、その後に海水等と底質の間隙水をとって、そのサンプルは水産庁のほうでまとめて検査をするような形で、27年度も同じような形でやっていく予定でございます。

以上です。

○松岡徹委員 1つは、酸処理問題は、10年前かな、平成16年だから11年前か、そのときの有明海・八代海再生特別委員会の提言を出しましたよね。その中でも、この酸処理問題は入ってまして、その当時の特別委員会でも大分議論したことがあるんですけども、それでまあこういう事態になってるということで、提言に沿った検証が必要じゃないかなと、そして適切に解決していくことが必要じゃないかと思えます。

質問は42ページですね。

結局、漁業者原告のほうで、いわば間接強制という形で制裁金の支払いを求めて、また、これは農業者のほうもやって、そのいず

れも国が抗告したけれども最高裁が棄却して、ここに書いてあるように、もう確定しているわけですね。漁業者のほうへの制裁金だけでも、2月時点でもう既に1億を超えているし、私に言わせれば、諫早干拓で膨大な無駄遣いをした上に、こういう形でまた新たな公費の支出といますかね、非常に今の農水省のあり方が問われていると思うんですけれども、こういう中で、熊本県は、基本的にいわば福岡高裁の確定判決に沿って開門という立場をとっているわけですが、この時点で、どういうふうにアクションといますか、なりを考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○平山水産振興課長 裁判の動きは、報道等でもう御承知のとおりかと思えます。一度この委員会でも御報告させていただきましたけれども、農政局のほうで農村振興局のほうで持っておられます有明海漁場環境改善連絡協議会、これは、開門についてはやらないけれども、有明海の再生に資するような取り組みをしますという大臣発言に基づいて設置されたものでございますけれども、この中で、有明海の再生に結びつくような4県が連携してやる調査を進めましょうという合意が、長崎県も入った上で合意がなされております。その合意に基づきまして、現在、事務レベルで、担当者レベルで、どういう調査をやっていくのかといった詰めをしているところでございます。

今後、3月中旬に、この幹事会が福岡で開催される予定になっております。3月下旬には、第2回の連絡協議会が実施されると。ですから、裁判の動きとは別に、有明海の再生に結びつくような取り組み、必要な取り組みといったものを4県が連携して進めるという方向では一致しておりますので、これを確実に国に実施していただくことを今後も求めていきたいと思っております。

○松岡徹委員 そこが、あなたのそういうところが、あなたというか、問題だと思うんですよ。

結局は、いわば4県協議でいろいろ再生事業をやると。これは、前回の委員会でも言ったけれども、大体この10年ぐらいのスパンで見ると、私が持っている資料では、いわば覆砂、耕うん、作濡、こういったもので43億700万。そのとき聞いたら、大体県の回答でも37億ぐらいということで、大体40億前後ぐらいの再生事業をやっているわけですね。

それから、さっきあなたも酸処理のところで行われたけれども、環境省サイドで、いわば有明海・八代海総合評価調査委員会、これで膨大なまた調査もやっているわけですよ。だけれども、事態が変わってない。

そういう中で、いわば福岡高裁の判決というのは、この確定判決というのは、いわば潮汐、潮流が減少したと、これと、いわば漁業被害の因果関係よね。裁判の中では、漁獲量の減少は全国的な傾向だとか、温暖化とか、いろんな議論もありましたけれども、そういう議論を退けて、やっぱり因果関係を認めて、3年間準備をして5年間常時開門しようということになってるわけだ。これを農水がいわばいろんな理由を言ってサボって、例えば、長崎地裁の仮処分決定なんかというのは、仮処分であって、暫定的なもので、義務の衝突なんか言ってるけれども、全くそうじゃなくて、いわば農業関係なんかの準備を農水がやらなかったから、いわばその時点での開門はいかぬというのが仮処分の中身であって、そのところをやっぱりきちっと押さえて、あくまでも確定した福岡高裁の判決による開門調査をやるということを求めていかないと、そこはいわばこういう文書では書いてあるけれども、実際は余りやらないで、また別な調査をやりますということでは解決しないと。だから、私は、どういうアクション

を、こういう立場に立ってどういうアクションをするのかというのを聞いたわけですよ。意味はわかりますね、言ってることは。

○平山水産振興課長 松岡先生の御質問には、これまでも、私何度かお答えさせていただいたと思いますけれども、県としての開門調査を求める姿というのは今まで揺らいだことがないということを幾度かお答えさせていただいたと思います。

ただ、今議論が一方で進んでおりますこの有明海漁場環境改善連絡協議会の前提として、4県連携の調査をやる前提として、開門問題には触れないという前提がございますので、この協議会の場で、その議論をすることはできないと、やらないという前提ですので、そこについては触れることができないんだらうと理解しております。

ただ、一方で、従来から本県が唱えてきました中長期開門調査の実施というのは、これは、例年、環境部も一緒に農林水産部も一緒に県として国に対して要求をしているところがございますので、そこは今まで揺らいだことはないという理解をしております。

○松岡徹委員 今の協議では、もうできないというのははっきりしている。ただ、いつかも言ったように、その当時の農水大臣が佐賀の知事と会ったときに、協議の中で開門問題に行くかもしれないというような発言をした、そういう事実はあるんですけれども、約束事としてはできないと。だから、繰り返し言ってるように、熊本県として、もう一步踏み込んだやっぱり提言をすると、そして関係県でまとめて農水に求めていくということが必要だと。

具体的には、その開門をやるんだけれども、一番ひっかかっているのは、前回も前々回も言ったけれども、やっぱり農業者の利水の問題と防災の問題とか、こういった問題を

やはり解決するというような点も示しながら開門調査をすると。また、開門調査でそういう手だてはちゃんととるけれども、万が一被害が出た場合はちゃんと補償をするというようなことも農業者のほうにもちゃんと示して、そしてその開門をやっぱり求めていくとか、オウム返しの開門が必要だということ繰り返すだけじゃなくて、やっぱり事態に即して、それから、開門に反対している方々のやっぱり不安とか疑問に答えるような施策も示しながら取りまとめをしていくと、そういう意味での熊本県のリーダーシップを求めたいというふうに繰り返し言っていますけれども、改めて強調して。回答は要りません。

○森浩二委員長 ほかに。

○井手順雄委員 今皆さん御質問されました。これは有明海の環境が悪くなっていくというようなことであろうというふうに思います。

今、諫早の問題に関しましても、我々熊本県は、漁民も開門調査をお願いしたいと、県と一緒に今要望しているところなんです。ここに来て今南側があいてますね、常時、諫早。全然閉まっとるわけじゃないんですね、今は、現状は。常にあいてる箇所があるんです。そこからその中のやつが流れ出してきて、ノリの色落ちが早く進むんだというような意見もここに来て出てきているんですよ。だから、開門したらいいのか、悪いかというような議論も今後出てくるんじゃないかというようなこともあります。これも有明海の環境問題の一つの原因であろうというふうなことでございます。

先ほど鬼海先生の話でございました、酸処理。これもいろんな御意見があります。これをしていいものか悪いものかと、やっぱりそういう懸念もあるわけですね。

その中で、今先ほどの氷室先生の話の中で、海底耕うんだとか、覆砂事業だとか、もう過去10年以上実施されております。もうトータル金額にすれば何百億でしょう。そして、ここに来て農水省が4県に対して6億追加して、熊本県が幾ら来るかわかりませんが、そういった耕うん事業を強化していかうというようなことでありますけれども、ここに関して、何か漁民に対してのガス抜きですね。何か問題を転化しているというような私は認識しかないと、思うんですよ。

根本的に有明海再生をどう持っていくかというのは、もうここに来て、こがん毎年毎年やっていく中で、アサリが全然ふえない、ハマグリももうすぐ死ぬ、タイラギも立たない。いろんな要因がありますでしょう、今言ったように。しかしながら、何らかの根本の原因があるはずですよ。ここはどう考えておられますか。まず、ここをお聞きしたい。

○平岡水産局長 有明海の根本的な対策についてというお尋ねだと思いますけれども、この特別委員会の中でも再三議論されていますけれども、やはりその海の中が泥質化が進んでいるんじゃないかと、そういったお話もありまして、先ほど水産振興課長のほうから、4県の有明海漁場環境改善連絡協議会、この中で新たに再生に向けた具体策の協議を進めていくという形になりましたけれども、今までもこの協議会がありましたけれども、これまで農林水産省の事業に限って議論されていたということで、前回の委員会の中でも私のほうからお話ししましたけれども、真にやっぱり有明海の再生に必要なものについてはこの中で議論すべきじゃないかということで、この4県協議の中でうちから提案をしまして、その農水省の事業だけに限らず、本当に真に抜本的な対策についても議論していくという形になりましたし、また、泥質化の問題につきましては、新たに泥質化の現状の把

握の調査を行うという方向で、国のほうでも検討を今進めていただいているという状況でございます。なかなか、いろいろ要因はあるかと思いますが、まずは、抜本的な対策の部分で、泥質化の部分についてそういったアクションを起こして、今そういう状況にあるということでございます。

○井手順雄委員 例えば、諫早にしても、酸にしても、ノリがとれて、魚が豊富にあって、アサリがハマグリがばんばかとれとけば、こういう問題は全然起きらぬわけですよ。何かそういった懸念があるということで、皆さんそうやってもう死活問題になってくるから、こういった問題が浮上くというのが現状なんですね。

今おっしゃったように、泥質化ですよ。有明海、もうこのヘドロというか、もう硫化水素のにおいがするような干潟が最近ふえております。そういうところに何がおるでしょうか、アサリなんて。やっぱりこれを、どやんか抜本的な対策で、4県協議の中でそれを本題に持って行って、それを撤去するなり、囲うなり、どっか掘ってどっかに捨てるなり、そういった根本的な事業を進めていかぬと、もういろんなそういった懸念懸念で、もう有明海はだめになりますよ。

それはどういうことかという、4県協議が始まったわけですから、そこでやっぱり熊本県も主張していくし、また、国に対して今法律があります。海岸のとか水産の法律。この中で、やっぱり日本国が全部海につながっておりますから、どここの海でもこの海でも適用するような事業しかできないと。こういう閉鎖性水域の有明海というのは、日本にはないところなんですよ。ですから、よそのところの事業を有明海に持ってきても合わぬわけですね。

やっぱり有明海独自のそういった事業、例えばヘドロを撤去しますとか、離岸堤防をつ

くって、その中に泥土を入れて、その離岸堤防の先はもうなぎさをつくっていきますとか、こういった、やっぱり時限立法でもいいんですが、特措法があるわけですから、その中で、国に対してそういったところで協議をして、有明海に合う事業、こういったのを県から地元の行政から国に申し上げると、そこをもっと強くしていかないと、もうこのまま国はわかりませんよ、これ。それが根本なんです。今の事業は、どこの県でもできる事業を今有明海でやっているんですね。これとまた全然違うんですよ、有明海を守るという意味じゃ。

今、ここに来て、もういろんな——私もハマグリの養殖をやっていますけれども、ここ3年ゼロです、出荷が。大水害の後からもうゼロなんです。だけん、そういった実感があります。やっぱり泥土をどやんかしてもらわぬと、諫早とか、酸処理とか、私は関係なかったですよ、実際。泥土をどやんかしてもらえれば、そこに砂があって、覆砂しても3年たてばなくなるんですよ、ヘドロに埋もれて。これが現状なんです。今しておる事業は10円がつもならぬ。耕うんするでしょう。そのときはよかです。2～3カ月するなら、またヘドロがかぶっています。何んならぬわけですよ。これが現状です。

ですから、もう抜本的対策を何かやるということ、ぜひとも県のほうは4県協議の中で主張して、我が県が、そうすれば国会議員さんも動きます。国をやっぱり変えていく。有明海に向けた再生というのは、これは特別なんだということを主張しながら、有明海に合う法律をしていただきたいと。要望です。

以上です。

○松岡徹委員 僕も答弁は要りませんけれども、ちょっと今の関連で。

結局は、長い議論があつて、そして福岡高裁の判決に行っただけけれども、要するに豊

穰の海、宝の海と言われてきた有明海、なぜこういう状態になったかということで、やっぱり諫早湾の干潟の力と、諫早湾があることによる潮汐、潮流、これがやはり有明海を宝の海とする非常に大きなものだったというのが、いわゆる基本的な結論になっているわけですよ。そこからやっぱり福岡高裁の確定判決というのがあるわけですね。

それから、諫早干拓から出る水だけど、ある人の論文によると、大体1日当たり東京ドーム1杯分ぐらいが出ているわけですよ。その水というのは、もう汚濁水で、マイクロシスチンという猛毒を毒性のあるそういうのを含んだものが今でも出されているんですね、毎日毎日。だから、これをどうにかせないかぬのだということなんです。

開門すれば大変なことになるんじゃないかと、それはある程度はあるかもしれないけれども、平成14年に短期開門調査したときのデータなんか見ると、底生動物がずっと減少していた、いわばギロチンで閉め切ってから。短期開門した年は、前年の6.3倍底生生物がふえているんですよ。だから、やはりその自然の浄化能力というか、回復力というか、そういうものに依拠してこの問題解決するというようなことが必要だと思えます。

それは意見として、答弁は要りませんけれども。

○森浩二委員長 ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

○松岡徹委員 温暖化の関係で、僕がちょっと1つ疑問に思っているのは、地球温暖化対策の推進に関する法律というのがあるですね。これでは、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民の責務となっている

んですよね。ところが、同じこの体系に基づく県条例では、県の責務、事業者の責務、県民の責務、建築主などの責務、環境保全活動団体の役割、旅行者の協力、こうなっているわけ、県の条例だから。国の場合は、地方公共団体の中に、都道府県、市町村と、こうなっているわけね。県条例の中では、なぜ市町村の責務というのがないのかなというのが、これは何か理由があるんですか。

○佐藤環境立県推進課長 その点に関しては、まだ深く研究しているわけではないんですが、そこまで——全国に先駆けて、この条例つくっておりますので、そこまで機が熟してなかったのか、そこら辺の事情については、今後ちょっと勉強させていただきたいと思います。

○松岡徹委員 それで、この法律の20条の3では、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、いわば地方公共団体実行計画というのをつくらないかぬとなっているわけですね。この計画をつくらないかぬとなっているわけですよ。それで、県条例でそこが抜けてしまうとどうなるのかなと。なお、その中で、毎年1回施策の状況を公表しなければならぬと、こうなっているわけね。そうすると、そこがどうなっているのかなと。市町村では、実行計画がどれだけつくられて、そしてそれがどういう中身になっていて、その取り組み状況の公表はどうなっているのかなというところがよく見えてこないんですけどね。

○鬼海洋一委員 助けを出すわけじゃないんですけれども、ちょうどこの議論をするときに、私が特別委員長をやっていました。このときに内野先生もその中のメンバーの一人ですけれども、そのとき議論しましたのは、ちょうど分権の一括法のその時期でありまし

て、つまり市町村と県の対等な関係といえますかね、このことが議論の中で出てまいりました。

それで、市あるいは市町村を、ここの中で縛るということについていかがなものかという判断の中で、それは、市町村は市町村として県としての対応を決めるわけですから、条例として、あとは市町村は市町村として考えていただくような、そういう環境の中で進めていこうというようなことを議論いたしまして、この条例が決定したのは、私の次の平野みどり県議が特別委員長のときに決定するという、こういう経過をたどったという議論の歴史もありまして、細かにそのことを今承知しておるわけじゃありません。思い出しとるわけじゃ——私の意識の中で思い出している部分を紹介して、そういう議論の中でできたということについて紹介しておきたいと思えます。

○松岡徹委員 僕もいろいろこれを考えて、恐らくそうじゃないかなと思ったんですよ。それは、鬼海委員が言われるのは、そういう推測をしたんですよ。それはそれで一つのやっぱり理屈といいますか、考え方だと思うんですね。ただ、本当に地球温暖化をやっぱり熊本県を挙げてする上で、市町村、いわば県がその市町村を縛るとかいう意味じゃなくて、やっぱり整備、補強するということが必要じゃないかなというふうになんてちょっと考え…。

○鬼海洋一委員 おっしゃるとおりだというふうにしてそのときは思ったんですよ、我々が議論した中では。したがって、県は県として決めるけれども、やっぱり具体的に実効あるものにしていくためには、市町村の協力、連携がなければ実効たらしめるということではできないわけですから、今後の県と市町村の関係の中で、温暖化防止にかかわる課題に対する

連携をとっていくということは、県としては当然やるべき仕事ではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤環境立県推進課長 済みません。大変参考になりました。

松岡委員がおっしゃいました実行計画の件について、若干お答えをさせていただきたいと思います。

地球温暖化対策推進法の規定によりまして、地球温暖化対策というのは、県、国だけではできません。おっしゃるとおり市町村も巻き込んでいかないと効果が上がらないということで、実行計画をつくるように義務づけられております。その中で、実行計画の中には事務事業編と区域施策編と2種類ございまして、区域施策編のほうは、実は市町村は努力規定になっております。

そういう中で、熊本県の場合は、熊本市、それから水俣市、玉名市、阿蘇市、4市が今策定をしているところでございます。これを広げていくためにNPO法人等と連携をいたしまして、例えばマニュアルづくりですとか、そういうところを進めまして、努力規定ではございますが、なるべく全市町村に広げていくように今取り組みを進めているところでございます。

○松岡徹委員 熊本市と水俣と……。

○佐藤環境立県推進課長 玉名市と阿蘇市でございます。そのほかに、球磨村と小国のほうが策定の準備中という状況でございます。

○松岡徹委員 この地方公共団体実行計画を規定した20条の3のところですね。太陽光、風力、その他の化石燃料以外のエネルギー対策についても触れているわけですが、それで、最近、きのうの新聞か、九電が太陽

光発電で最低94日から最大165日抑制すると出てましたよね。これでいくと、太陽光発電は、もう致命的なダメージを受けるというかな。

それで、ちょっと伺いたいのは、県の総合エネルギー計画とありますね。それでは2020年までに——いつかも聞きましたけれども、家庭部門の電力消費量、これを原油換算ですると100万キロリットルということで、それを新エネルギーと省エネで到達すると、こうなっているわけね。

その中で、新エネへの導入加速化というのでいえば、太陽光、中小水力、風力、地熱、温泉熱、バイオマスと、こうなっているわけですが、この6つの構成要素の中で、太陽光の占める割合、現状はどうなっているのか。

それから、将来——今までの県の路線からすると、やっぱり太陽光は、これは全国的にもそうだけれども、非常に強いんですよ。大きいんですよ。だから、これでいくと、いわば最大165日抑制というような形でいくと、県の総合エネルギー計画そのものはうまくいかぬのじゃないかというふうに思うんですよ。そこら辺は、まだ最近発表されただけだから、しかも新聞報道だから詳細な検討はされてないと思いますけれども、どんなふうに考えていますか。

○村井エネルギー政策課長 まず、松岡委員がおっしゃいました新聞報道の件でございますけれども、3月4日に九州電力が国の系統ワーキンググループに示したものを取り上げてございますけれども、大分いろんな要素——これは系統ワーキングから示された計算の仕方なんですけれども、大分安全側、電力会社の安全側を見た形になってるかと思いますので、なおかつ出力制御システムの導入がまだなされてないということで、日にち1日単位での出力制御ということになります。それ

が出力制御システムが導入されることになり、時間単位での制御になりますので、まだ大分制御する部分、出力制御がなされる割合というのは縮まってくるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、太陽光発電は、固定価格買取制度のおかげで一気に導入が進みましたが、この電力会社の系統連系の問題から、若干今後は鈍っていくものと考えておりますが、総合エネルギー計画で示しております太陽光発電については、もう一気にうちの計画の目標を超えたところがございますので、今後は、先生がおっしゃいました、地熱とか、小水力とか、風力とか、そういう今まで余り伸びてないほうを伸ばして、いろんなエネルギーミックスが混在した形で再生可能エネルギーの導入が進むように図っていく必要があるというふうには考えております。

○松岡徹委員 これもまた別な報道なんですけれども、環境省が三菱総研に委託して、まだ発表はしないという形で、再生エネルギー、太陽光とか風力などを進めると、2010年から30年の総額で、いわば化石燃料費を最大25兆円ぐらい軽減できるというふうなのが出てくるんですね。2013年比でいくと、22%から31%くらいにその他の新エネルギーなんかを加えるとなるというような試算を、環境省サイドの研究で出ているわけですね。

だから、本当に再生エネルギーの開発、発展ということを大きくやっぱり進めていくことが、これでいけば富の流出ですね。20兆円規模の富の流出を防ぐことにもまたなるというようなことだし、やっぱり配電網とか、蓄電施設の整備とか、そっちのほうにやっぱり電力会社がお金を使って、あるいは電力会社間の融通もできるようになってるわけだから、どうも今みたいに再生エネルギーについてどんどんどんどん買い取り価格を下げたり、不安定にしていったりするような傾向

はよくないなと思いますので、執行部のほうも、知事がよく再生エネルギーをもっと強めていくというようなことを強調されているから、頑張っていたきたいなと思います。

○鬼海洋一委員 ちょっと関連して申し上げたいというふうに思うんです。

この議論のときには、私たちも参加をして、そして、県としての方向づけについても、こういう方向になってきたと。そのときに、振り返ってみますと、議論に欠如をしていたものがやっぱりあったのではないかなというふうに思います。国もそうですけれども、つまり受け入れる側のメーカーとしての能力の問題、これが私たちとしてもほとんど議論をしないで、つまり提供する側の可能性、この能力について議論をして、そしてこういう方向づけをやってきたというふうに思うんですが、国もそうですけれども、その受け入れる側が、必要以上に受け入れることによって電力の不安定さを招くという、その構造上の問題があるわけでありまして、その辺も含めて、改めてもう一回議論をすべき、必要ではないのかなというふうに思います。

ですから、今回は我々の任期中に間に合いませんけれども、もう一回選出されて出てくるとすれば、その辺も含めて、真摯にオープンな中で議論することが必要じゃないかなというふうに思っておりますので、そのとき、私たちが議論した中で、やっぱり欠如した部分があったということを率直に申し上げて、次なる方向づけの中で資することができればという思いで発言させていただきました。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 63ページをお願いします。

地球温暖化防止のための県民の意識啓発活動について、いろいろと国のほうではいろいろ

ろな視点で活動を行われているというふうに思いますけれども、何か感じでは、中心となる県民総ぐるみの活動というのが余りなかな、あれやこれやとやっていらっしゃるのは意味があるのかなというふうに思いますけれども、地球温暖化防止の意識をもっともっと向上させるというふうな、中心となる核となる何かそういう運動が必要ではないかなというふうに思います。

例えば、9ページ、これは河川とか海域の環境保全については、くまもと・みんなの川と海づくりデーというふうなことで、これはもう10年以上の実績があると思いますけれども、もう今や3万5,000人ぐらいが参加をする非常に一大イベントになっているというふうに思いますし、八代でも多くの方が球磨川の清掃活動をやられて、この河川環境あるいは海域環境というのを守ろうというふうな意識は大体もう高まってきているというふうに思いますし、何かその辺の地球温暖化防止、非常に捉えどころが一般の県民としてはなかなか捉えづらい部分がありますけれども、そういう意識啓発についての今後の活動、メインとしていく活動というのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

確かにさまざまな普及啓発運動として実施をしておりますが、限られた人員で効果的な事業をしていくためには、いろいろ工夫をしなければいけないと考えております。

現在考えておりますのが、先ほども松岡委員のほうから指摘がございましたが、市町村を巻き込みながら、それから各地域に県が認定をしております環境活動推進員の方々が80名余いらっしゃいますので、そのような方たちを巻き込みながら、それぞれの地域に広がりが出るような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、事業者に対しましては、今計画書制度を進めておりますので、その公表のあり方なども工夫しながら、事業者に広がるように事業計画制度を進めていきたいと思っておりますし、また、一人一人の県民の方に対しましては、エコライフ宣言というツールを今つくっております、それらがなかなか県民の中に広がりがない状況ではありますので、今そのエコライフ宣言の仕組みを双方向でつながるような改正を考えておまして、そういった仕組みを核としまして、県民の皆さんに一層拡大していくような工夫をしながら普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○小早川宗弘委員 なかなか苦しい答弁だったのかなと思いますけれども、エコライフだとか、いろいろここに書いてあるマイレージとか、また、これまた何か横文字があってわかりにくいですよね。いろいろ県民に広げていくという部分から言うと、その意識を啓発していくという部分からは、非常に何かこう難しい表題というか文言、事業名でもあるのかなというふうに思いますし、八代には、保全活動をされる非常に活発な環境団体、熊本県のほうでもいろいろな審議会の中で活動されている方がおって、それが非常にこのライトダウンでも、これは7～8年ぐらい前から八代でも先行してやられておる。熊本は2～3年前ですよ、これは。グリーンカーテンのほうも、八代振興局のほうでは取り組んだばってん、なかなかこれがうまくいかなかったというふうなことで、振興局だけじゃなくて、やっぱり小中学校とかでもそういう取り組みができると思うとですね。

ぜひ、中心となるやつ、グリーンカーテンならグリーンカーテン、ライトダウンならライトダウンというふうな多くの方々が参加されるようなやつを、1つか2つかなんかはぜひ取り組んでいただきたいというふうに思い

ます。

以上です。

○佐藤環境立県推進課長 今回の御指摘のとおり、またストップ温暖化熊本県民運動推進会議というのを設置しておりますが、これには、行政だけでなく事業者の方、それから環境団体の方、多くの方が参加をしておられますので、この会議を有効に使いながら、各施策が広がりを持つよう取り組んでまいりたいと思います。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、その他に移ります。その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の調査の終了についてお諮りします。

本委員会は、今回をもって付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することとし、会議規則第84条の規定に基づき、その旨議長に報告することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の3月から、2期目の委員長として、この1年間、内野副委員長とともにやってきましたが、皆さん方の御協力のおかげで無事に委員会を進行させていただきました。

当委員会は、3つの付託調査事件について審議を行ってまいりましたが、いろんな意見が出ておりましたけれども、もう本当に活発な意見もありましたけれども、本当に皆さんの御協力が無事にこの委員会を終了することができました。本当にありがとうございました。

た。

また、昨年は、9月に管外視察、11月に管内視察、本当に御協力いただきましてありがとうございます。

また、谷崎部長を初め執行部の皆様方におかれましては、付託調査事件に関するそれぞれの取り組みについてわかりやすい説明や御報告をいただき、ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆様方のますますの御健勝、御活躍をお祈りしまして、簡単ではございますが、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

引き続き、内野副委員長から御挨拶をお願いします。

○内野幸喜副委員長 この1年間、森委員長、そして委員の皆様方には、委員会の進行の中で御理解と御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。また、執行部の皆さん方も、丁寧な御説明、答弁等、本当に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

この3月で谷崎部長は退職ということで、ほかにも退職される方、いらっしゃると思います。ぜひ、この県庁で培った経験を、環境行政にとどまらず、熊本県の発展のために、これからも使っていただければ、このほどうれいことはありません。

今後とも、皆さん方の御活躍を心からお祈り申し上げます。この1年間のお礼とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○森浩二委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第21回環境対策特別委員会を閉会します。

午前11時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
環境対策特別委員会委員長